

令和5年度設置中学校教職員用パソコン貸借【設計内訳書】

区分	種別	数量	呼称	積算単価	積算金額
1. パソコン・付属機器	1 A4ノート型パソコン(無線LAN対応)	447	台		
	2 Webカメラ(顔認証対応), マイク	447	台		
	3 メモリ16GB(16GB×1/DDR4 SDRAM)	447	台		
	4 内蔵スーパードライブユニット	447	台		
	5 マウス(光学式)	447	個		
	6 キーボードJIS配列準拠(テンキー付)	447	個		
	7 リカバリーデータディスク, ドライブベースディスク, PowerDVDディスク	1	組		
	8 情報リスト作成(MACアドレス報告用)	447	部		
	9 レーザー・光学式マウス対応マウスパッド	447	個		
	小計				
2. ネットワーク機器	1 100BASE-T対応スイッチングHUB 16ポート	25	個		
	2 Windows Server IoT 2019 for Storage Workgroup Edition搭載 2ベイディスクトップ NAS 4TB	25	個		
	小計				
3. ソフトウェア	1 暗号化ソフトSchool Guard (Windows11バージョンアップ対応)	25	ライセンス		
	2 School Guard用USBメモリ	447	個		
	小計				
4. 搬入・設定費	1 搬入費	1	式		
	2 電源工事及びLAN工事(材料費含む)	1	式		
	3 NAS設定費	1	式		
	4 クライアント設定費(Officeインストール作業含む)	1	式		
	5 保証延長パック(5年間翌営業日以降訪問修理)	1	式		
	6 (テラステーション)オンライン保守 スタンドードパック	1	式		
	小計				
5. 撤去費	1 撤去費(設置機器の回収, 運搬費含む)	1	式		
	小計				

令和5年度設置中学校教職員用パソコン賃貸借 仕様書

- 1 賃貸借期間 令和5年9月1日～令和10年8月31日（60か月）
- 2 設置場所 仁方中学校（呉市仁方棧橋通16番8号）外25か所（別紙1のとおり）

3 パソコン・付属機器の仕様

(1) パソコン（A4ノート型）

ア OS	Microsoft Windows 11 Pro (64bit) 正規版
イ CPU	インテル Core i5 (12世代) 以上
ウ メモリ	16GB 以上
エ 内蔵ストレージ	SSD 256GB 以上
オ WEBカメラ	内蔵（有効画素数約92万画素以上）、マイク付
カ ドライブ	スーパーマルチ（内蔵型）
キ ディスプレイ	15.6型 HD 1,366×768ドット以上
ク オーディオ	スピーカー（内蔵型）
ケ LANボード	1000BASE-T / 100BASE-TX / 10BASE-T 準拠 Wake on LAN 対応
コ 無線LAN	Wi-Fi6E 以上
サ インターフェース	USB-A (USB3.2 (Gen1)) ×3, USB-C (USB3.2 (Gen2)) ×1 アナログRGB×1, HDMI出力端子×1
シ キーボード	日本語テンキー付キーボード, JIS配列準拠
ス マウス	光学式ホイールマウス (USB接続), マウスパッド付
セ その他	重量が2kg以下であること。 リカバリディスクを学校施設課へ1個添付すること。

※ 納入する機器は、全て新品で同一機種であること。

※ 国内メーカーの製品であること。

※ ディスプレイは光沢液晶ではないものとする。

(2) NAS

ア OS	Windows Server IoT 2019 for Storage Workgroup 搭載
イ 容量	4TB 以上
ウ HDD	RAID1構成とすること
エ その他	各教職員用パソコンからアクセス出来るようにすること。

(3) ネットワーク

ア スイッチングHUB	1000BASE-T/100BASE-TX 対応 電源内蔵型, 電源ケーブル抜け防止機構, ループ検知機能 ※ ポート数は現地での運用に支障が無いよう選定すること。
イ LANケーブル	Cat6 以上
ウ その他	配線に係るスイッチングHUB及びLANケーブル等は, 現地での運用に支障がない数量を納入すること。

4 ソフトウェア

(1) アプリケーションソフトウェア

- ア 教育委員会で取得済みのライセンスを使用し, 「Microsoft Office 365」を納入するパソコンへインストールすること。

イ ジャストシステム 一太郎ビューアを納入するパソコンへインストールすること。

ウ Adobe Acrobat Reader を納入するパソコンへインストールすること。

(2) ウイルス対策ソフトウェア

ア 教育委員会で保有する「ESET PROTECT Essential オンプレミス (教育機関向け)」をインストールメディアやホームページからのダウンロードによりインストールを実行すること。

イ 既設の学校代表パソコンをミラーサーバとすること。

(3) セキュリティソフトウェア

納入するパソコン及び学校所有のパソコンにフォラックス教育「スクールガード」をインストールし、次のとおり設定すること。

また、教育委員会で取得済みのライセンスを Windows11 対応版へバージョンアップしてインストールすること。バージョンアップに係る費用は、今回の入札に含めること。

ア USB メモリを鍵 (以下、「USB キー」という) として使用し、以下のことができること。

- ・ 暗号化ファイルの復号化ができること。(復号化パスワードを管理できること。)
- ・ USB キーをパソコンに挿入していない場合、パソコンの使用を制限できること。(画面等がロック状態となること。)
- ・ USB キーを挿入することで自動的にロック状態が解除されること。
- ・ 上記の動作は、Windows ログオン時 (起動時) も同様であること。
- ・ USB キーは、市販の USB メモリが使用できること。

(今回調達する USB メモリを USB キーとして設定すること。)

イ 暗号化したファイルは、暗号化済みマークにより、目視での識別が容易であること。

ウ 暗号化したファイルは、ファイルサーバ等任意のフォルダに保管できること。また、ファイルサーバ等の指定したフォルダに保管すると自動的に暗号化されること。

エ 暗号化したくないデータは、非暗号化フォルダ内に保存できること。それ以外は全て暗号化により保存されること。

※ 非暗号化フォルダはサーバ及び USB メモリ上に作成可能とするが、基本的には、サーバ上の共有フォルダへ保存した場合、すべて暗号化されるよう設定すること。

オ 個人フォルダは個人専用の暗号化キーで暗号化すること。

カ 暗号化は各校ごとに変化させること。

キ 暗号化ファイルが保存されたフォルダから、ファイルの一括復号化ができること。

ク 契約期間中は、増設パソコンにも追加の費用が発生することなく暗号化ソフトを使用できるよう、設定すること (校内無制限ライセンスとする。)

(4) 認証パスワード

納入するパソコン及び学校所有のパソコンに非公開パスワードを使用して、そのまま Windows へ連動ログオンできること。

※ パスワードは学校施設課と協議し決定すること。

5 数量等特記事項

パソコン機器等の納入数量については、別紙1のとおりとする。

6 設置・設定等

- (1) 現在、職員室、校長室及び保健室においては、有線接続の「教職員ネットワーク」(既設)と無線接続の「校務支援システム接続用ネットワーク」の2系統のネットワークに接続している。

今回の納入機器については、「教職員用」、「教頭用」及び「保健室用」として配置・設定するため、上記2系統のネットワークに接続して利用できるよう設定すること。

有線接続と無線接続については、運用上同時利用も想定されるため、運用に支障が生じないよう十分考慮すること。

- (2) 有線接続のネットワークについては、納入する機器と学校所有のパソコン、既設教職員用サーバ及びプリンタ(複合機含む)を一体として、教職員用ネットワークを構築すること。

ア LAN配線については、対象となる既存の配線を撤去し、新規に配線すること。

- ・ 職員室内、保健室内及び職員室から保健室までの配線を対象とする。
- ・ 職員室内に設置されている既設の機器についても対象とする。
※ 事務用パソコン、学校代表パソコンプリンタ(複合機含む)
- ・ 校長室は対象外とするが、破損・汚損等により新規に配線することが適当と判断される場合は、予め学校施設課と協議の上、決定すること。
- ・ 配線は、容易に破損・汚損等することのないように、モール保護等の対策を講じること。

イ 既設教職員用サーバ及びプリンタ(複合機含む)への接続設定(ドライバインストール及び共有アクセス設定等)も実施し、利用できるようにすること。

ウ 教職員用ネットワークは、呉市地域イントラネットワークへの接続もしているためセンターサーバ(共有フォルダ)への接続及び教頭用パソコンにおけるメール利用等が現状どおり可能なように設定すること。

エ 教職員用ネットワークの構築にあたって既設機器の設定変更等の作業が発生した場合は、教育委員会及び既設導入業者と連携を取り対応すること。その際必要となる費用は受注者により負担すること。

- (3) 無線接続のネットワークについては、今回納入するパソコンを既設の無線アクセスポイントへ接続し、インターネット及び校務支援システムの利用ができるよう設定すること。

ア 指定する複数のSSIDの登録及び各ネットワークにおける接続設定を実施し、用途に応じて切り替えて接続できるようにすること。

イ インターネット接続のための設定を実施し、接続できることを確認すること。

ウ 校務支援システムへ接続するため、必要となる設定を実施すること。(アクセス用ショートカットの作成、証明書インストール等)

- (4) 電源コンセントは用意されているが、不足する場合は受注者負担により増設すること。

- (5) 納入するパソコン及びUSBキーには、個別識別が可能となるように学校名・番号等を記したラベルを貼付すること。

- (6) 納入するパソコンの無線LANのMACアドレス一覧表を電子データにて提出すること。

ア Excel若しくはCSVファイルで提出すること。

イ 納入予定の学校別に一覧表を作成すること。

ウ 提出については、現地納入作業開始の2週間前を目安として完了すること。

- (7) ソフトウェアのライセンス登録名は、「呉市教育委員会」で取得し、ライセンス証明書を学校施設課へ提出すること。なお、呉市教育委員会名での取得が困難な場合は、

学校施設課と協議の上、決定すること。

- (8) 納入したパソコン及びNAS, USBキーには、個別識別が可能となるよう学校名・番号等を記したラベルを貼付すること。
- (9) 納入完了後、配線及び機器配置図, IPアドレス・パスワード等の設定値等の本仕様を満たすために必要な各種内容を示した書類及びデータを、学校施設課及び学校へ各1部ずつ提出すること。
- (10) 配置台数の変更や納入時期の調整については、学校施設課及び学校と連絡を取り合いながら計画し、決定後は納入開始までに行程表を学校施設課へ提出すること。
なお、学校内の配置場所については、学校施設課及び学校長の指示に従うこと。
また、機器の納入については、令和5年8月31日までに学校へ納入し、使用できる状態にすること。
- (11) 設置・設定等に係る一切の経費は、受注者が負担すること。

7 保守等

- (1) 契約期間中、全ての納入品が正常に動作するよう、受注者において保守（修繕・交換等を含む。以下同じ。）を行うこと。これに伴う一切の経費（部品代・出張費・技術料等を含む。）は、受注者の負担とする。
- (2) 保守に必要な部品等については、受注者の責任において確保すること。
パソコンについては、メーカーの製造中止から5年間は「修理のための部品調達、サポート可能なこと」が記載されたメーカー発行の証明書を提出すること。
- (3) 学校施設課及び学校からの保守に関する受付窓口を設け、問い合わせ・保守依頼等に対応すること。
受付時間は原則として平日の9時から17時までとする（12月29日から1月3日までを除く。）。
- (4) 保守が必要となった場合、受注者は迅速に各種対応（障害の切り分け・除外、納入品の修理・交換、復旧、ソフトウェアの設定等）を行い、納入品を正常に保つこと。
なお、保守はNAS, パソコンについて翌日以降営業日での対応とする。（オンサイト修理を含む。）
- (5) 納入品が正常に回復した時は、設置校職員の確認（保守の完了検査）を受けること。
設置校職員の確認完了後、対応した保守の内容について、速やかに学校施設課へ書面により報告すること。
- (6) 交換品等は、純正品又は純正品と同等以上の品を使用すること。（中古品不可。）
- (7) 故障に対してはオンサイト修理対応とする。ただし、設置場所での対応が困難な場合は、学校長の承認を得て、持ち帰りにより対応できることとする。
- (8) SSDを交換する場合は、故障したSSDのデータを消去し、データ消去証明書を提出すること。
- (9) 交換して不要となった部品等は、受注者において適正に廃棄処分すること。
- (10) 以下の事項は保守の対象外とする。
 - ア 納入品の日常清掃
 - イ 交換用のバッテリーパック（消耗品として市販されていることがカタログ等に明記されているもの）の供給及び交換
 - ウ 当初納入品にないものの追加・補充
 - エ 発注者側の瑕疵により生じたことが明らかな障害への対応
 - オ 天災・地変等により生じた納入品の障害への対応

8 操作説明

- (1) 納入後、設置先学校の教職員に対して、システムの運用説明及び機器の操作説明を学校ごとに実施すること。
- (2) 操作説明の実施時期及び方法については、学校と協議の上、決定すること。
- (3) 操作説明後も引き続き学校施設課及び学校からの質問・問い合わせがあった場合には速やかに応じること。
- (4) 操作説明に係る一切の費用は受注者の負担とする。

9 機器等の撤去

- (1) 受注者は、契約の終了に当たり、次のとおり当該契約により設置したパソコン機器等（設置機器という。以下同じ。）の撤去、データの削除の確認等を実施するものとする。
 - ア 学校施設課及び学校と日程を調整の上、設置機器を撤去すること。
 - イ 撤去する設置機器のデータの確実な削除を確認すること（削除できていない場合は受注者の責任において確実に削除すること。）。
 - ウ 撤去等を完了した際には、データの削除及び撤去の完了を確認できる書類を提出すること。
- (2) (1)の実施に係る一切の経費は、受注者が負担するものとする。

10 入札製品仕様一覧表・証明書等の提出及び事前調査

- (1) 入札に際して事前に入札製品仕様一覧表の提出を行い、審査の結果仕様を満たしている業者のみが入札に参加できるものとする。
- (2) 契約課に対して次のものを提出し、学校施設課において審査を行う。
 - ア 入札製品仕様一覧表及びカタログ等審査のため、入札製品仕様一覧表及び入札製品のカタログ等を提出すること。

提出する資料のカタログ・パンフレットには、該当製品が容易に判別できるよう、マーカー等で印をつけること。

総合カタログの場合は、採用機器の箇所のみコピーし提出すること。

カタログに仕様を満たすことが示されていない場合は、メーカー発行の証明書等を添付すること。ただし、仕様のすべてを証明書において証明することは認めないものとする（仕様に関しては、原則ホームページまたはカタログで確認できること。）。

学校施設課が疑義を感じて提出を求めたものについては、速やかに応じること。
 - イ 技術的サポートに係る証明書
今回納入するコンピュータは、「技術的サポートのできる営業所（故障時の修理及び操作に関する質問ができる営業所）」並びに「顧客及び業者との相談窓口（電話・FAX・電子メール等に対応できる窓口）」を国内に複数持ち、県内に1ヶ所以上の窓口があることとし、その旨を示すメーカー発行の証明書を提出すること。
 - ウ 補修用修理部品に係る証明書
補修用修理部品は、導入後5年間供給が可能であり、メーカーから保証されていること。
その旨を示すメーカー発行の証明書を提出すること。
- (3) 仕様の一部を満たしていないと判断された場合、当該業者は入札への参加資格がないものとする。

11 支払い方法 分割払い（毎月）

12 その他

- (1) 教職員の人事異動に係る納入した機器の移設，設定等については，学校施設課の指示により，受注者の負担で実施するものとする。
- (2) 本入札に係る製品については，入札製品仕様一覧表提出日までに日本国内にて公開発表又は販売されているもの（カタログ又はホームページ上で確認できるもの。）であること。
- (3) 提出する全てのメーカー発行の証明書については，日付の記入・社印の押印がされているものでコピーは不可とする。
- (4) 受注者が，納入した機器に対して業務（保守対応を含む。）を行う場合の光熱水費は発注者の負担とする。この場合，受注者は極力節減に努めなければならない。
- (5) 各機器にプレインストールされているソフトウェアをアップグレード等の方法で仕様に対応することはしないこと。
- (6) 本契約は，地方自治法第234条の3の規定に基づく契約とする。
市は当該契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の予算において，当該契約の経費に係る金額について減額及び削除があった場合には，当該契約を解除するものとする。

令和5年度設置中学校教職員用パソコン貸借 配置校一覧

番号	校名	住 所	電 話 番 号	職 員 室		合計 台数
				ノ一HPC 台数	NAS	
1	仁 方	呉市仁方棧橋通16番8号	79-1177	16	1	17
2	広 南	呉市広長浜4丁目1番9号	71-7920	14	1	15
3	白 岳	呉市広駅前2丁目11番1号	74-2121	28	1	29
4	広 中 央	呉市広吉松2丁目15番1号	71-8524	27	1	28
5	郷 原	呉市郷原町1706番地の2	77-0014	15	1	16
6	横 路	呉市広横路4丁目9番15号	71-7827	27	1	28
7	阿 賀	呉市阿賀中央5丁目14番16号	71-3304	22	1	23
8	警 固 屋	呉市警固屋7丁目4番1号	28-0914	11	1	12
9	宮 原	呉市船見町1番1号	21-1468	11	1	12
10	和 庄	呉市和庄登町3番18号	21-6631	20	1	21
11	東 畑	呉市東畑2丁目7番38号	21-6210	14	1	15
12	片 山	呉市東片山町13番5号	21-4995	19	1	20
13	呉 中 央	呉市西中央4丁目10番52号	21-2828	24	1	25
14	両 城	呉市両城2丁目22番15号	21-4661	15	1	16
15	吉 浦	呉市狩留賀町8番6号	31-7570	18	1	19
16	昭 和	呉市焼山中央6丁目9番1号	33-0311	25	1	26
17	昭 和 北	呉市焼山泉ヶ丘2丁目11番1号	33-9610	31	1	32
18	川 尻	呉市川尻町西1丁目23番47号	87-2072	15	1	16
19	音 戸	呉市音戸町南隠渡4丁目15番1号	51-2731	14	1	15
20	明 徳	呉市音戸町藤脇1丁目30番1号	56-0303	12	1	13
21	倉 橋	呉市倉橋町383番地の2	53-0019	12	1	13
22	蒲 刈	呉市蒲刈町向771番地	68-0020	12	1	13
23	安 浦	呉市安浦町中央4丁目2番1号	84-5151	18	1	19
24	豊 浜	呉市豊浜町大字豊島3438番地	68-2009	10	1	11
25	天 応 学 園	呉市天応大浜2丁目1番64号	38-7545	13	1	14
26	学 校 施 設 課	呉市中央4丁目1番6号	25-3446	4	—	4
合 計				447	25	472

別紙2 令和5年度設置中学校教職員用パソコン賃借【数量及び参考機種】

区分	種別	型式	メーカー	数量	呼称	備考
1. パソコン・付属機器	1 A4ノート型パソコン(無線LAN対応)	FMVA0B005	富士通	447	台	
	2 Webカメラ(顔認証対応), マイク	FMCLDD0NH	富士通	447	台	
	3 メモリ16GB(16GB x 1/DDR4 SDRAM)	FMCMEM0M8	富士通	447	台	
	4 内蔵スーパーマルチドライブユニット	FMCBAY0CM	富士通	447	台	
	5 マウス(光学式)	FMCPTD01X	富士通	447	個	
	6 キーボードJIS配列準拠(テンキー付)	FMCCKBD0D7	富士通	447	個	
	7 リカバリーデータディスク, ドライブベースディスク, PowerDVDディスク	FMCRRDD20Y	富士通	1	組	
	8 情報リスト作成(MACアドレス報告用)	—	富士通	447	部	
	9 レーザー・光学式マウス対応マウスパッド	MP-113BK	エレコム	447	個	
小計						
2. ネットワーク機器	1 100BASE-T対応スイッチングHUB 16ポート	EHC-G16MN-HJW	エレコム	25	個	
	2 Windows Server IoT 2019 for Storage Workgroup Edition搭載 2ベイデスクトップ NAS 4TB	WS5220DN04W9	buffalo	25	個	
小計						
3. ソフトウェア	1 暗号化ソフトSchool Guard(Windows11バージョンアップ対応)	—	フォラックス教育	25	ライセンス	
	2 School Guard用USBメモリ	MF-PKU3016GBK	エレコム	447	個	
小計						
4. 搬入・設定費	1 搬入費	—	—	1	式	
	2 電源工事及びLAN工事(材料費含む)	—	—	1	式	
	3 NAS設定費	—	—	1	式	
	4 クライアント設定費(Office-インストーラ作業含む)	—	—	1	式	
	5 保証延長パック(5年間翌営業日以降訪問修理)	FMCNSUB51	富士通	1	式	
	6 <テラステーション>オンサイト保守 スタンドガードパック	OP-TSON-5Y	buffalo	1	式	
小計						
5. 撤去費	1 撤去費(設置機器の回収, 運搬費含む)	—	—	1	式	
	小計					

